

政府対策本部 副本部長
内閣府特命担当大臣 西村 康稔 様
内閣府特命担当大臣 坂本 哲志 様

新型コロナウイルス感染症対策にかかる国の財政措置について（要望）

北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされる見込みです。

5道府県では、これまでも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染拡大防止に向けた対策に取り組んできたところですが、まん延防止等重点措置に伴う、飲食店等への営業時間短縮要請等の着実な実施とこれに応じた事業者への協力金の迅速な支給など対策の強化が不可欠であることから、下記について要望します。

記

1 まん延防止等重点措置区域における飲食店等に対する規模別協力金に係る単価の増額

飲食店等に対する規模別協力金については、今般の国の基本的対処方針において、まん延防止等重点措置区域では、原則、緊急事態措置区域と同様、20時までの営業時間の短縮に加え、酒類の提供禁止を要請する方針であり、緊急事態措置区域と同じ措置を要請しているにもかかわらず、1日あたりの下限単価は、緊急事態措置区域では4万円とされている一方、まん延防止等重点措置区域では3万円とされ、単価に差が生じ、公平性を失っている。

これは、衆参両院による付帯決議で示された「要請による経営への影響の度合い等を勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮」という考え方に照らしても、事業者の理解を得ることや実効性の確保が難しい状況である。

したがって、まん延防止等重点措置区域においても、緊急事態措置区域と同様に、下限単価を4万円に引き上げること。

2 事業者支援分の早期の追加交付

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域では、国の基本的対処方針に基づき、都道府県の判断で、大規模施設等に休業・営業時間短縮を要請する場合の協力金の地方負担分に多額の事業費が生じている。

また、国から都道府県に対しては、月次支援金や観光関連事業・交通事業等の国の支援措置に事業者支援分を活用して上乗せ措置等の積極的な取組が要請されている。

加えて、①回復患者を受け入れる医療機関等への支援や高齢者施設等の従業者への集中的検査等の感染症対策の強化、②国の要請以外の事業者支援に多額の事業費が見込まれる。

これらにより、事業者支援分の所要額が多額になっていることから、事業者支援分5,000億円のうち留保されている2,000億円について、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域の自治体に重点的に配分した上で、早期に追加交付すること。

令和3年7月30日

北海道知事	鈴木	直道
石川県知事	谷本	正憲
京都府知事	西脇	隆俊
兵庫県知事	井戸	敏三
福岡県知事	服部	誠太郎